

告 示

埼玉県告示第二百九十九号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（電子基準点測量）

二 作業地域

さいたま市見沼区、川越市、熊谷市、秩父市、飯能市、春日部市、越谷市、入間市、久喜市、比企郡ときがわ町

三 作業期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで